

**情報通信審議会IPネットワーク設備委員会答申を踏まえた
端末設備等規則等の一部改正について
(情報通信行政・郵政行政審議会への諮問)**

**総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課**

「デジタル化の進展に対応した事故報告制度・電気通信設備等に係る技術的条件」に関する情報通信審議会IPネットワーク設備委員会からの一部答申(令和5年7月)のうち、端末設備に係る技術的条件の制度化(端末設備等規則等の改正)を行う。

① 緊急通報の相互接続性確保のための電気通信設備に係る技術的条件

課題と 対応の方向性

➤ 複数SIM対応の携帯電話端末等を始めとする端末設備の多様化に伴い、端末設備とSIMの組合せ次第で緊急通報が繋がらないケースが発生。

・ 端末設備とネットワーク側設備との間の相互接続性・相互運用性の確保に向けた仕組みを検討。

② 国際規格等と整合した端末設備に係る技術的条件

課題と 対応の方向性

➤ 端末設備の接続に係る技術基準について、国際規格等との整合が図られていない。

・ 国際規格と整合した規定や、時代の変化に合わせた端末機器の区分の見直しについて検討。

- 複数SIM対応の携帯電話端末で、緊急通報をデータ専用SIMから発呼してしまったり、緊急通報の位置情報のやりとり時にSIMのID情報が整合せず通信路が切断されるなど、緊急通報が繋がらないケースが発生。
- これは、複数の携帯電話事業者の携帯電話ネットワークと通信手順が相互に影響し合うことに起因したものであり、緊急通報について十分な相互接続性・相互運用性が確保されていなかったことから、相互接続性確保のための電気通信設備に係る技術的条件に関する検討を実施。

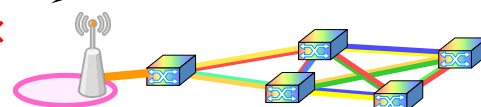
【事例A】 緊急通報をデータ専用SIMから発呼

データ専用SIMで緊急通報を発呼
(端末側では音声契約の有無は分からない)



音声呼

音声契約がないので接続しない



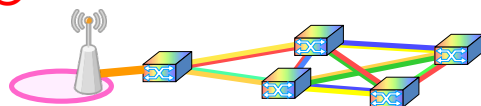
携帯電話事業者のネットワーク

【事例B】 位置情報のやり取り時に通信が切断

SIM①の音声呼

緊急通報受理機関に渡す
位置情報を要求

SIM②で取得した位置情報



携帯電話事業者のネットワーク

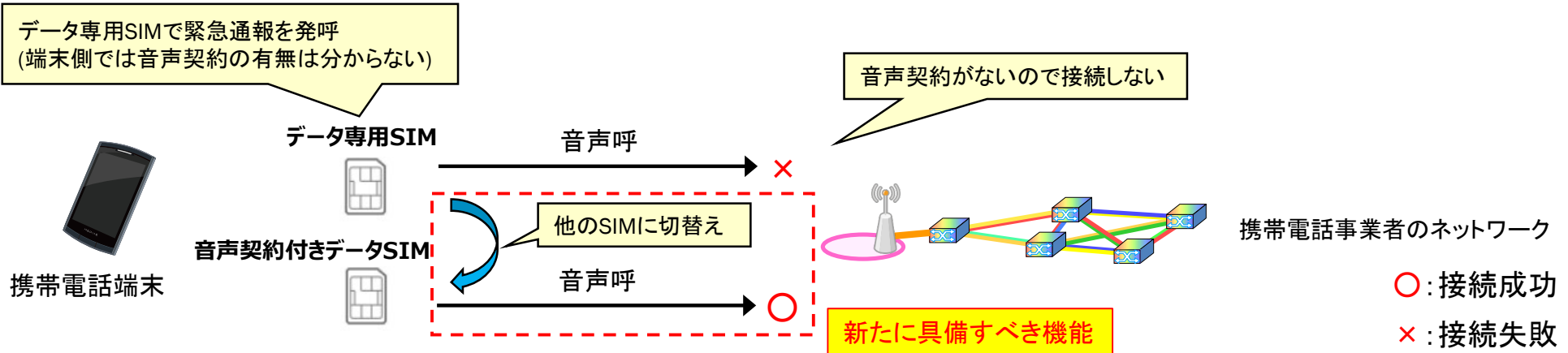
緊急通報の直前の通信の際に使用したSIM②
の位置情報が端末に保存されている

音声呼と位置情報とでSIMのID情報が整合しないため、
ネットワーク側の判断により通信を切断

携帯電話端末に関する対応の方向性

- 端末設備等規則において、一つのSIMによる緊急通報の発呼が通信として成立しなかったときには他のSIMに切り替えて緊急通報の発呼を行う機能を、携帯電話端末側が新たに具備すべきものとして規定することが適当。

＜携帯電話端末が新たに具備すべき機能のイメージ＞



改正のポイント

- 複数SIM対応の携帯電話端末に対し、あるSIMで緊急通報ができなかった際に自動でSIMを切り替えて再度緊急通報を発信する機能を具備することを義務付ける。
- 複数SIM対応の携帯電話端末に対する試験方法を新たに定める。

※施行予定日: 令和7年7月1日(試験方法のうち一部は令和8年1月1日施行予定)

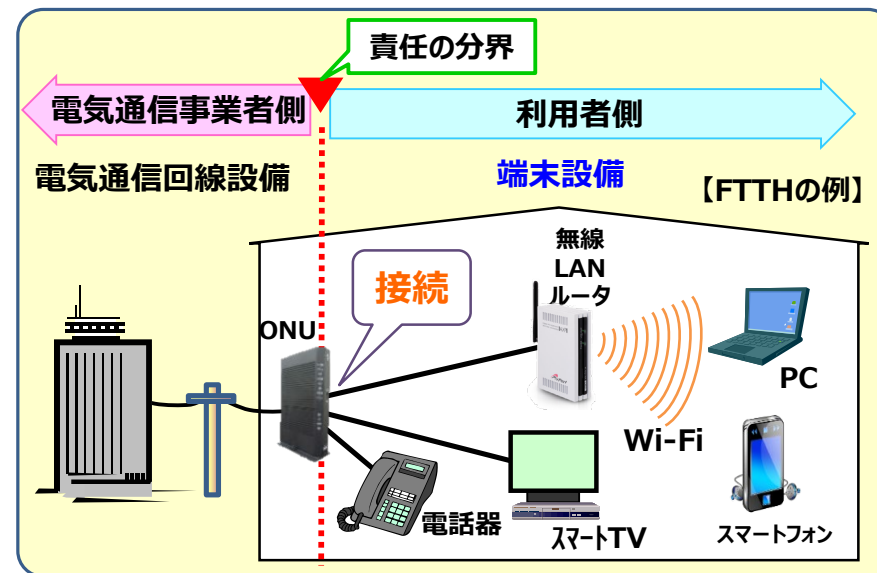
- 「端末設備の接続に係る技術基準」(端末設備等規則)のうち、端末設備の電源回路と事業用電気通信設備との間の絶縁抵抗及び絶縁耐力については、IEC60950に基づいて規定されている。
- IEC60950の後継規格として新たにIEC62368が策定されたことから、「端末設備の接続に係る技術基準」についても当該規格に沿った内容に見直すことが適当。

端末設備の接続に係る技術基準の概要

電気通信事業法では、電気通信回線設備（ネットワーク）に端末設備を接続する際の損傷や機能障害の発生を防止する目的から、端末設備等規則に定める技術基準に適合することを求めている。

- 技術基準は**端末設備**に適用
 - 技術基準適合認定等は**端末機器**※が対象
- ※ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第3条で定める種類の端末設備の機器

- 「端末設備」は、電気通信回線設備の一部に接続される電気通信設備であって、その設置の場所が同一構内又は同一建物内であるもの。

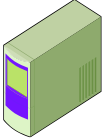


改正のポイント

- 端末設備等規則に定める絶縁抵抗をIEC62368に準拠したものに修正する。

※施行予定日: 令和7年1月1日

- 電気通信事業者の電気通信回線設備(ネットワーク)に接続して使用される端末機器に付される技術基準への適合表示において、端末機器の種別(区分)はAからFまでの6カテゴリ存在するが、複数の設備が複合したものについては、技術基準への適合表示の際に、複数の記号を付することとなっている。
- アナログ電話端末(記号A)及び総合デジタル通信用設備に接続される端末設備(記号C)については単独の記号で技術基準への適合表示を行うケースがほとんど見られなくなっていること、3G以前を想定した移動電話端末(記号A)については3Gのサービス終了が2026年3月頃に見込まれていること等を踏まえ、端末機器の種別(区分)を見直し。

記号	A	B	C	D	E	F
	アナログ電話端末  移動電話端末 (3G以前) 	無線呼出用設備に 接続される端末設備 (ポケベル) 	総合デジタル通信用 設備に接続される端 末設備 (ISDN端末) 	専用通信回線設備 又は デジタルデータ伝送 用設備に接続される 端末機器(ルータ等) 	インターネットプロトコル 電話端末(IP電話) 	インターネットプロトコル 移動電話端末 

集約

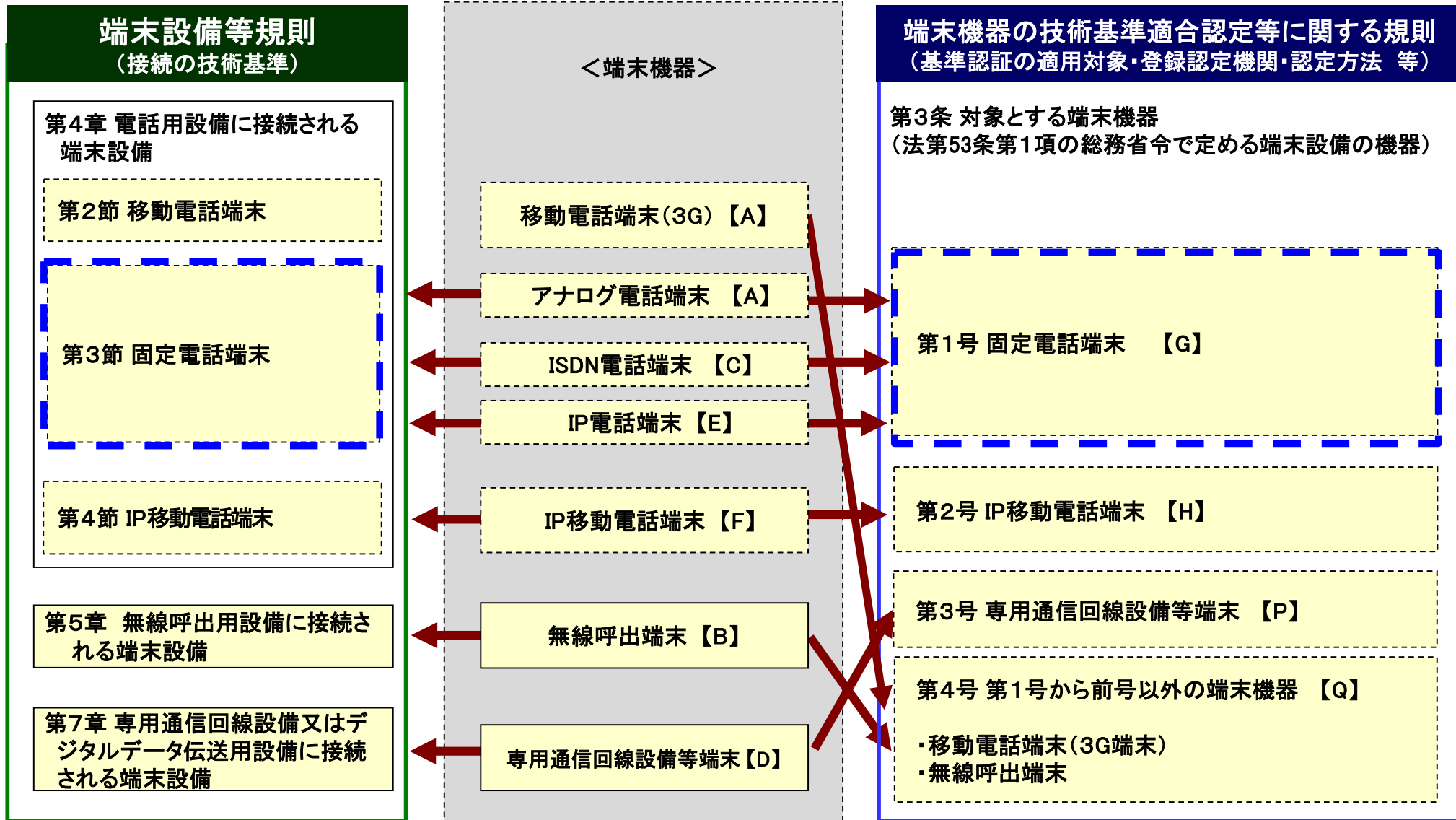
改正のポイント

集約

- アナログ電話端末及び総合デジタル通信用設備に接続される端末設備の技術基準は告示で定めることとし、端末設備等規則から削除する。
- 現行の端末設備等規則に基づきアナログ電話端末及び総合デジタル通信用設備に接続される端末設備の技術基準を定めた告示は、上記の告示に組み込み廃止する。
- 端末設備のカテゴリの数が6から4に再編成されることに伴い、元のカテゴリとの混乱を防ぐため、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則で定めているカテゴリの記号を新たなものにする。

※施行予定日: 令和7年1月1日

「端末設備等規則」の見直しに併せて、「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」における端末機器の種別(区分)を以下のとおり整理する。



＜端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（第３条及び様式第７号）の改正案＞

端末機器の種類（改正後）	記号	端末機器の種類（改正前）	記号
固定電話端末	G	IP電話端末	E
		アナログ電話端末	A
		ISDN端末	C
IP移動電話端末	H	IP移動電話端末	F
専用通信回線設備等端末	P	専用通信回線設備等端末	D
その他の端末	Q	移動電話端末（3G） ～2026.3まで 無線呼出端末	A B